

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

1 訴えの相手方

株式会社 徳進建設
同代表者代表清算人

2 事件名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 相手方に対し、4819万3950円及びこれに対する平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

平成26年（ワ）第1937号損害賠償請求事件は、平成26年10月15日に和解したが和解不履行により平成27年1月23日に執行文を取得し、相手方に対し支払いを求め、執行による回収を模索したが回収できていない状況にあり、執行文の取得より10年の令和7年1月22日に債権が時効を迎えることから、債権保全のため訴えを提起する。

<事件経過>

平成18年8月22日執行の「熊取町営大原住宅建替工事（第2期）」指名競争入札での談合事件が平成19年10月に発覚し、同20年3月に刑事裁判として判決が出されたことを受け、平成15年から同19年までの熊取町が発注した157件の建設工事において談合が繰り返されていたとして、住民訴訟（平成21年（行ウ）第99号損害賠償請求事件）として平成21年6月6日に提起され、平成24年6月8日に大阪地方裁判所より、144件の建設工事について建設業者23者に対し認定額を5億5732万4775円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5000万円及び4000万円とする一部認容判決を受けた。

第一審判決後、本訴訟において補助参加する建設業者より控訴（平成24年（行コ）第101号損害賠償請求控訴事件）がなされ、平成25年5月10日に大阪高等裁判所において、認定額を3億7474万9725円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5000万円及び4000万円とする一審判決を一部変更する旨の判決の言い渡しを受け、平成25年12月17日最高裁決定により控訴審判決が確定した。

住民訴訟の判決確定を受け、町は地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、平成26年2月14日を期限として、同判決による金員の支払いを求めたが、期限までの支払いがない18者及び個人2名に対し、地方自治法第242条第3第2項の規定に基づき、平成26年3月4日に損害賠償請求訴訟（平成26年行（ワ）第1937号）を提起した。

株式会社徳進建設とは、平成26年10月15日に4819万3950円及び平成21年6月6日から平成25年12月20日までの確定遅延損害金789万5966円並びに平成25年12月21日から平成26年9月30日までの遅延損害金187万4942円の合計5796万4858円を分割して支払うことで和解した。